

兵庫医科大学 発明委員会規程

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学に、学校法人兵庫医科大学発明規程（以下「発明規程」という。）第3条に定める発明委員会を置く。

(発明委員会の審議事項)

第2条 発明委員会は、次の各号に掲げる事項について審査、協議する。

- 1 発明規程第4条により届出のあった発明等について学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が当該特許等を受ける権利を承継するか否かの判断に係る事項
 - 2 本法人に帰属する特許等を受ける権利及び特許権等について、出願（出願国等）、権利化（審査請求等）及び権利維持（特許料等）するか否かの判断に係る事項
 - 3 本法人に帰属する特許等を受ける権利及び特許権等について、その一部又は全部を第三者に譲渡するか否かの判断に係る事項
 - 4 本法人に帰属する特許権等について、第三者に実施許諾（ライセンス）するか否かの判断に係る事項
 - 5 その他発明委員会が必要と認める事項
- ② 発明委員会は、前項各号の審査、協議結果について、学長を経て理事長へ報告するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 研究担当副学長（以下「副学長」という。）
 - 2 理事（財務担当）
 - 3 学長が指名する委員 若干名
 - 4 発明の代表発明者が所属する学部の長
 - 5 発明の内容に応じてその都度前号に定める学部の長が指名する当該専門分野の教職員 若干名
 - 6 その他理事長又は学長が必要と認めた者若干名
- ② 前項第3号で定める委員は、学長が指名するものとし、任期は2年として再任を妨げないものとする。

(委員長)

第4条 発明委員会に委員長を置き、前条第1項の第1号乃至第3号委員の中から学長が指名する。

- ② 委員長は発明委員会を召集し、その議長となる。

(事務)

第5条 発明委員会に関する事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、常務会で行うものとする。

附 則

- ① この規程は、平成23年6月7日から施行する。
- ② 兵庫医科大学発明委員会規程（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。（大学統合にかかる改訂）

附 則

この改正は、2022年12月8日から施行する。（委員会の構成にかかる改訂）